

お知らせ 【重要】

平成27年3月9日

入札契約制度の改正について

小 浜 市

【趣 旨】

平成26年6月4日に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、公共工事の発注者および受注者が、入札及び契約の適正化のためにとるべき具体的な措置について規定する。

【概 要】

1. 工事費内訳書の提出について

すべての公共工事の入札において、入札金額の内訳書の提出が必要になります。

工事費内訳書の提出がない入札は無効となります。

※設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳書

※但し、再度の入札には必要ありません。

2. 施工体制台帳の作成および提出等について

公共工事を受注し下請契約を締結した場合は、下請金額に関係なく施工体制台帳を作成し提出することが必要になります。併せて施工体系図を作成し、工事現場の関係者および公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

【適用日】

平成27年4月1日以降に入札公告等を行う工事が対象